

# 衆議院文部科学委員会ニュース

平成 25.11.29 第 185 回国会第 7 号

11 月 29 日（金）、第 7 回の委員会が開かれました。

## 1 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律案（塩谷立君外 4 名提出、衆法第 22 号）

- ・提出者塩谷立君（自民）から提案理由の説明を聴取しました。
- ・下村文部科学大臣、佐藤厚生労働副大臣、富岡文部科学大臣政務官及び政府参考人並びに提出者塩谷立君（自民）、渡海紀三朗君（自民）、大塚拓君（自民）及び伊藤渉君（公明）に対し、質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・柏倉祐司君（みんな）、宮本岳志君（共産）及び吉川元君（社民）が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成一自民、民主、維新、公明、生活 反対一みんな、共産、社民）
- ・中根一幸君外 4 名（自民、民主、維新、公明、生活）から提出された附帯決議案について、稲津久君（公明）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。  
（賛成一自民、民主、維新、公明、生活 反対一みんな、共産、社民）
- ・下村文部科学大臣から発言がありました。

（質疑者及び主な質疑内容）

### 柏 倉 祐 司 君（みんな）

- ・研究開発法人制度に関して、新たな根拠法を制定する方針と聞かすが、現状の独立行政法人通則法と個別法の二階建てではうまくいかない具体例について、提出者に伺いたい。
- ・国や国民の安全に係る研究、ハイリスク研究の具体的な内容と東京大学工学部情報工学科が軍事研究を禁止する内規を定めていることは事実か、文部科学省に伺いたい。
- ・イノベーションの創出に必要な能力を有する人材及び目利きの具体例について、提出者に伺いたい。

### 大 西 健 介 君（民主）

- ・この法案で労働契約法の特例を定めたのは例外であり、原則として労働政策の決定や法律の制定改廃は、公労使から構成される労働政策審議会の議を経ることに変更はないのか、提出者及び文部科学省に伺いたい。
- ・附則の第 2 条第 2 項で国はその雇用の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が記載されているが、具体的に何をどこで検討し、いつまでにやるのか、提出者に伺いたい。
- ・高学歴ワーキングプア等のポストク問題を政府としてどう解決するのか、文部科学省に伺いたい。

### 宮 本 岳 志 君（共産）

- ・研究開発力強化法は、研究開発法人を対象とするもので、研究者や技術者個人について規定するものではないと認識しているが、本法律案に労働契約法の特例を設ける理由について、提出者の見解を伺いたい。
- ・博士課程修了者の就職先の確保や研究者等の雇止めに係る現状への対応を放置したままでは、今後の我が国の科学技術を担う人材が育たなくなると危惧するが、提出者及び大臣の見解を伺いたい。
- ・有期労働契約期間を延長するのではなく、無期転換を進めていくべきで、そのためにも運営費交付金や私学助成の増額といった大学の基盤的経費の抜本的拡充が必要と考えるが、大臣の見解を伺いたい。

### 吉 川 元 君（社民）

- ・雇止め防止のために労働契約法の特例を設ける必要はなく、労働基準法第 14 条の契約期間の規定で対応が可能だと考えるが、同条の改正又は解釈変更の検討等の有無について、提出者に伺いたい。
- ・改正後の研究開発力強化法第 28 条 2 項にある「我が国及び国民の安全に係る」との文言は、具体的に何を指すのか、またそれに該当する研究内容は特定秘密保護法案における特定秘密に当たるのか、提出者及び内閣官房に伺いたい。
- ・新たな研究開発法人制度を設ける理由及び既存の独立

行政法人制度との違いについて、提出者に伺いたい。